○文化財保護法の一部を改正する法律等の施行につ

いて(通知)

関係各独立行政法人の長あて 文化庁次長通知定都市教育委員会、各中核市市長、各中核市教育委員会、文化庁各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指平成十六年十二月二十七日 一六庁財第三二〇号

公布され、平成十七年四月一日から施行されることとなりました。 ―略)が、平成十六年十二月二十七日、政令第四百二十二号をもって 法律第六十一号をもって公布され、平成十七年四月一日から施行されることとなりました。また、これに伴い、文化財保護法の一部を改正する法律 ととなりました。また、これに伴い、文化財保護法の一部を改正する法律 ととなりました。また、これに伴い、文化財保護法の一部を改正する法律 という。)(別紙一文化財保護法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)(別紙一

点は次のとおりです。 に、近代の文化財保護手法の多様化を図っていくものであり、その主要なた、社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指して、国民の生活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野としていくととも活に密接に関する基本的な方針」や文化審議会の答申等における指摘を踏まの振興に関する基本的な方針」や文化審議会の答申等における指摘を踏まったのたびの法改正は、平成十四年十二月に閣議決定された「文化芸術

- 1 文化的景観の保護制度を設けたこと。
- 2 民俗文化財の定義に民俗技術を新たに追加したこと。

村等に対して趣旨の徹底方につきよろしくお取り計らい願います。上、遺漏のないよう措置されるとともに、関係機関及び域内の市(区)町る大幅なものであり、その実施運用にあたっては、以下の事項をご了知のこのたびの法改正は、以上のような主要な事項を含めて法律全体にわた

ては、追って通知いたします。なお、このたびの法改正等に伴う文部科学省令及び告示の整備等につい

記

第一 総則関係

1 起旨

変化を踏まえ、不断に改善を図っていく必要がある。のである一方、その保護の在り方については、社会構造や国民の意識の映して継承されてきたものであり、現代の我が国の文化の基礎をなすも文化財は、我が国の歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反

値が十分認識されないまま失われつつある。 我が国の社会・産業構造の変化や国民生活・意識の変化により、その価我が国の歴史、文化等を正しく理解するために不可欠のものであるが、俗技術については、いずれも国民の生活に密接に関係したものであり、産に関する用具、用品等の製作技術など地域において伝承されてきた民人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観及び生活や生

保護の対象とすることとした。 位置付けるとともに、民俗技術を民俗文化財の一形態として位置付け、このため、今回の法改正において、文化的景観を新たに文化財として

- という。)第二条関係)。 という。)第二条関係)。 文化財の定義の拡充(改正法による改正後の文化財保護法(以下「法」
- としたこと(第一項第五号関係)。 め欠くことのできないものを文化的景観として新たに追加すること 風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のた(1)文化財の定義に、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の
- 技術を新たに追加することとしたこと(第一項第三号関係)。(2) 民俗文化財の定義に、現行の風俗慣習及び民俗芸能に加えて、民俗
- 用具、用品等の製作技術など、地域において伝承されてきた技(注)民俗技術とは、例えば、鍛冶や船大工等の生活や生産に関する

術をいう。

第二 文化的景観の保護関係

1 趣旨

られている。 特色を表す文化遺産であり、 積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込め がある。人と自然との関わりの中で育まれた風景には、歴史的な時間の い時間が経つうちに形作られてきた「原風景」ともいうべき独特の風景 人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、 文化的景観は、その地域の歴史及び文化と密接に関わる固有の風土的 価値が認められず消滅していくことが多い。 や畑などの農耕 このような風景は、 地、 里山 近年の土地開発や過疎化等によりその文化 漁場などの川や海の近辺等には、 一般的に「文化的景観」と呼ばれる。 地域 長

に文化財として位置付け、所要の保護措置を講ずることとした。 このような状況を踏まえ、今回の法改正において、文化的景観を新た

(1) 重要文化的景観の選定及び選定の解除

(法第百三十

四条及び第

文化的景観の保護措置(法第八章関係)

百三十五条関係

なお、選定及びその解除は、その旨を官報で告示するとともに、
立としたこと(法第百三十四条第一項関係)。
立としたこと(法第百三十四条第一項関係)。
立としたこと(法第百三十四条第一項関係)。
立ととしたこと(法第百三十四条第一項関係)。
また、重要文化的景観がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、選定を解してとしたこと(法第百三十四条第一項関係)。
立ととしたこと(法第百三十四条第一項関係)。
立とができることができるの他特殊の事由があるときは、選定を解しているもののができる。
立とができることとしたこと(法第百三十五条第一項関係)。
立とができることができる。
立とは、選定を解析しているとともに、
立とができることができる。

効力を生ずることとしたこと(法第百三十四条第二項及び第百三十五 通知が到達した時又は通知が到達したものとみなされる時からその は官報告示のあった日、 できることとしたこと。また、その効力発生時期について、 場合には、 条第二項関係)。 通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知 町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することが 通知に代えて重要文化的景観の所在地の市 所有者又は権原に基づく占有者に対しては、 し難 い事 (特別区を含 一般的に 情 あ

(2) 重要文化的景観の滅失又はき損の届出(法第百三十六条関係)

たこと。

「重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所重要文化的景観の全部又は一部が表別である。

「ないこととした。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがなと。

「ないこととしたこから十日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととしたこから十日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。

「ない場合として文部科学省令で定める場合は、届出を要しないこととしたこから一日以内に文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所

③ 重要文化的景観の管理に関する勧告又は命令(法第百三十七条関

俘

ることとしたこと。 理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができ 理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができ それがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管ア 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するお

- るべきことを命ずることができることとしたこと。と認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執の勧告に係る措置を執らなかった場合において、特に必要があるイ 文化庁長官は、勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてそ
- 当該重要文化的景観について申出を行った都道府県又は市町村のウー文化庁長官は、勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ、

を行った都道府県又は市町村に通知してすることとしたこと。

要文化的景観の所有者及び権原に基づく占有者並びに選定の申出

意見を聴くものとすることとしたこと。

- 監督することができることとしたこと。
 部又は一部を国費の負担とすることができることとし、文化庁長工 勧告又は命令に基づいてする措置のために要する費用は、その全工

) 意思によりは見り思えないます。 はまずによってはでしたこと。 ところにより国庫に納付しなければならないことなどとしたこと。 有償で譲り渡した場合においては、納付金額を文部科学省令の定める国が費用負担を行った重要文化的景観について、その後、所有者等が国が費用負担を行った重要文化的景観について、その後、所有者等が

- (5) 重要文化的景観の現状変更等の届出等(法第百三十九条関係)
- ア 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状変更については、維持の措置、らないこととしたこと。ただし、現状変更については、維持の措置、らないこととしたこと。ただし、現状変更については、維持の措置、おる現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響をよる現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響をといこととしたこと。
- イ 維持の措置の範囲は、文部科学省令で定めることとしたこと。
- 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、(6) 重要文化的景観の現状等の報告(法第百四十条関係)

重

ることができることとしたこと。要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求め

- 他の公益との調整等(法第百四十一条及び整備政令第一条関係)
- おける産業との調和に留意しなければならないこととしたこと。国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域にに、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、ア 文部科学大臣は、重要文化的景観の選定を行うに当たっては、特
- しなければならないこととしたこと。 関係各省各庁の長と協議令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議外水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政財の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農場観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農場の管理に関する勧告若しくは命令しなければならないこととしたこと。

(整備政令第一条関係)。 (整備政令第一条関係)。

いよ。
置について、その経費の一部を補助することができることとした管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措ウ 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の

二 民俗技術の保護関係

趣旨

り、我が国民の生活の推移を理解する上で不可欠なものである。また、承されてきた民俗技術は、国民の生活に密接に関係した文化的所産であ生活や生産のための用具、用品等の製作技術など、地域において伝

しまうと復元することが著しく困難なものである。めに常に翻って参照し得ることが重要であるが、これらは一旦失われて近年の先端的な製作技術の原型をなすものとして、新たな技術革新のた

化財と同様の保護措置を講ずることとした。おいて、民俗技術を民俗文化財の一形態として位置付け、現行の民俗文のような地域に根ざした民俗技術を保護するため、今回の法改正に

2 民俗技術の保護措置(法第五章関係)

- ることとなること(法第七十八条及び第七十九条関係)。 ち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することなどができる物件のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、民俗技術のう(1) 現行の民俗文化財と同様に、文部科学大臣は、民俗技術に用いられ
- ~第八十六条関係)。

 一等八十六条関係)。

 一等八十六条関係)。

 一等の保護措置を講ずることができることとなること(法第八十条動告等の届出義務を課すとともに、現状変更等に関する必要な指示、変更等の届出義務を課すとともに、現状変更等に関する必要な指示、変更等の届出義務を課すとともに、現状変更等に関する必要な指示、
- こと(法第九十一条関係)。 を選択して記録作成等の保護措置を講ずることができることとなる(4) 重要無形民俗文化財以外の民俗技術について、特に必要のあるもの

第四 登録制度の拡充関係

趣旨

所有者の自主的な保護に期待する登録制度が導入された。登録制度は、て、届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じて平成八年の文化財保護法の改正により、指定制度を補完するものとし

対象物件が把握されていること、などによるものである。①開発の進展に伴う取り壊しの危機に瀕するものが多いこと、②一定の有形文化財のうち建造物について先行導入されたが、これは、建造物は、

況にあるなどの結論を得たところである。 建造物以外の有形の文化財については、引き続き保護手法の在り方を 建造物以外の有形の文化財については、引き続き保護手法の在り方を がにあるなどの結論を得たところである。

民俗文化財及び記念物にも登録制度を拡充することとした。 このため、今回の法改正において、建造物以外の有形文化財、有形の

△ 登録有形文化財制度の拡充(法第三章第二節関係

(1) 建造物以外の有形文化財の登録(法第五十七条第一項関係)

登録原簿に登録することができることとしたこと。んがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財建造物以外の有形文化財についても、その文化財としての価値にか

- 登録有形文化財について、地方公共団体が条例の規定により指定を(2)登録有形文化財の登録の抹消の例外(法第五十九条第二項関係)
- とができることとしたこと。があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、登録を抹消しないこがあり、かつ、その所有者の同意がある場合は、登録を抹消しないと行った場合であっても、その保存及び活用のための措置を講ずる必要

ただし、地方公共団体の指定文化財になった場合においても、

とができることとした。は必ずしも失われていないため、例外的に登録を抹消しないこための措置を講ずる必要がある場合には、登録を存続する意義国として引き続き調査研究する必要があるなど保存及び活用の

③ 登録有形文化財の亡失又は盗難(法第六十一条関係)

一般では、一般である一般ではある一般ではある一般である一般では

(4) 登録有形文化財の所在の変更(法第六十二条関係)

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形登録有形文化財の所在の場所を変更したとしたこと。ただし、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならないこととしたこと。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せめる場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せめる場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せある場合には、予算を表表した。

ある。
理条件のより良い場所への移動、所有者変更に伴う移動などが明条件のより良い場所への移動、所有者変更に伴う移動などがら別の場所に移すことであり、例えば、修理のための移動、管注)「所在の変更」とは、所有者等が文化財を現在所在する場所か

可能性が高いため、規定を整備することとした。あり、一般にその移動が容易なものが多く所在の変更が生じる今回対象に加えた建造物以外の有形文化財については、動産で

(5) 登録有形文化財の輸出の届出(法第六十五条関係)

官にその旨を届け出なければならないこととしたこと。三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長ア 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の

は勧告をすることができることとしたこと。は、届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又イ 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官

れる可能性があるため、規定を整備することとした。ては動産であり、一般に移動が容易なものが多く輸出さある。今回対象に加えた建造物以外の有形文化財につい① 「輸出」とは、登録有形文化財を国外へ持ち出すことで

注

登録有形文化財に関するその他の保護措置を把握し、輸出が適切に行われることを目的としている。な指導、助言又は勧告は、当該輸出の理由や輸送方法等② 輸出をしようとする者に対して文化庁長官が行う必要

(6)

- ができることとなること(法第三章第二節関係)。助言又は勧告、公開に関する指導又は助言等の保護措置を講ずること現状変更の届出義務を課すとともに、現状変更に関する必要な指導、上記(1)~(5)のほか、現行の登録有形文化財と同様に、滅失、き損又は建造物以外の有形文化財が登録有形文化財に登録された場合には
- 登録有形民俗文化財制度の創設(法第九十条関係

3

- ① 有形の民俗文化財の登録(法第九十条第一項及び第二項関係
- 文化財登録原簿に登録することができることとしたこと。(地方公共団体が条例の規定により有形民俗文化財としての価値指定を行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値で、文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財アー文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財
- 地方公共団体の意見を聴くこととするとともに、文化財登録原簿イ 文部科学大臣は、登録をしようとするときは、あらかじめ、関係

に記載すべき事項は、文部科学省令で定めることとしたこと。 有形民俗文化財の保護措置 (法第九十条第三項関係

(2)

三十日前の届出期間を二十日前までに短縮するとともに、文部科学省 状変更又は輸出の届出については、登録有形文化財の場合における 護措置を講ずることとしたこと (法第三章第二節の準用)。 令の定める場合には、現状変更の届出を要しないこととしたこと。 登録有形民俗文化財については、 現行の登録有形文化財と同様の なお、 現 保

とともに、 ていることを踏まえ、現状変更及び輸出の届出期間を短縮する 一等が頻繁に行われるほか、 登録有形民俗文化財は、生活に密着した身近な技術等により修 一定の場合に届出を要しないこととした。 地域の複数の人々によって担われ

4 登録記念物制度の創設(法第百三十二条及び第百三十三条関係)

記念物の登録(法第百三十二条関係

例の規定により記念物の保護のための指定を行っているものを除 ことができることとしたこと。 ための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録する く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の 育委員会が行ったものを含む。)以外の記念物(地方公共団体が条 文部科学大臣は、 史跡名勝天然記念物(仮指定を都道府県の教

第五十七条第二項及び第三項の準用)。 に記載すべき事項は、文部科学省令で定めることとしたこと(法 地方公共団体の意見を聴くこととするとともに、文化財登録 文部科学大臣は、 登録をしようとするときは、 あらかじめ、 原簿 関係

通知すること、 達した時等からその効力を生ずることとしたこと。 に掲示することができること、 い事情がある場合には、 登録は、 通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難 官報で告示し、所有者及び権原に基づく占有者に 通知に代えて所在地の市 官報告示があった日及び通知が到 町村の事 (法第百九条第 事務所等

三項~第五項の準用

第百十一条第一項の準用)。 公益との調整に留意しなければならないこととしたこと(法 登録にあたっては、 関係者の財産権等を尊重するととも

成八年八月三十日庁保伝第百四十三号文化庁次長通達第一・一 特に、関係地方公共団体の意見聴取の取扱いに関しては、平

登録記念物の保護措置 (法第百三十三条関係

(注) ④を参照されたい。

(2)

規定を準用する一方、記念物としての特殊性を勘案すべき事項につい 登録記念物については、 史跡名勝天然記念物に関する規定を準用することとしたこと。 原則として現行の登録有形文化財に関する

登録の抹消

条第一項の読替え)。 にも原則としてその登録を抹消することとしたこと(法第五十九 定したときだけでなく、都道府県教育委員会が仮指定を行ったとき 文部科学大臣は、登録記念物について、史跡名勝天然記念物に指

登録の抹消の告示、通知及び当該通知に代わる掲

手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、当該 だけでなく、史跡名勝天然記念物の場合と同様に、 できることなどとしたこと (法第五十九条第四項の読替え)。 市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することが 通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地 占有者に対しても通知することとしたこと。また、 文部科学大臣が登録記念物の登録の抹消をしたときは、 その旨を官報で告示するとともに、 当該登録記念物の所有者 通知すべき相 権原に基づく すみやか

登録の抹消の効力発生時期

原に基づく占有者に対しては、 登録記念物の登録の抹消の効力発生時期について、 史跡名勝天然記念物の場合と同 所有者又は権

らその効力を生ずることとしたこと(法第五十九条第五項の読替 通知が到達した時又は通知が到達したものとみなされる時 か

工 現状変更の届出等

告をすることができることとしたこと (法第六十四条の準用)。 上必要があると認めるときは、文化庁長官は、 化庁長官に届け出なければならないこととし、 録記念物の現状変更をしようとする者は、三十日前までに、 指導、 登録記念物の保護 助言又は勧 文

現状等の報告

等に対し、 ることができることとしたこと 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録記念物の所有者 登録記念物の現状又は管理等の状況につき報告を求め (法第六十八条の準用)。

力 環境大臣への意見 自然環境の保護及び整備に関する文部科学大臣又は文化庁長官の

第百十一条第二項の準用)。 環境大臣に対し、 官は、登録された名勝地又は登録された動物、 に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、 名勝又は天然記念物の場合と同様に、文部科学大臣又は文化庁長 意見を述べることができることとしたこと(法 植物及び地質鉱物

、の意見 自然環境の保護に関する環境大臣の文部科学大臣又は文化庁長官

こととしたこと(法第百十一条第三項の準用)。 文部科学大臣又は文化庁長官に対し、意見を述べることができる 物及び地質鉱物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、 護の見地から価値の高い登録された名勝地又は登録された動物、 名勝又は天然記念物の場合と同様に、 環境大臣は、 自然環境の保

管理団体が行う管理及び復旧並びに所有者等が行う管理及び復

旧

理及び復旧に関する規定を準用することとしたこと 理団体が行う管理及び復旧に関する規定並びに所有者等が行う管 ,第百二十条の準用)。 登録記念物においては、史跡名勝天然記念物の場合における管 (法第百十三条

するものであることにかんがみ、 本とする緩やかな保護措置を講じて所有者等の自主的保護に期待 所要の読替えを行うこととしたこと。 この場合において、 登録制度が、 以下のように準用関係を整理し、 届出制と指導・助言・

①管理団体の指定(法第百十三条第一項の読替え)

ととしたこと。 -出があった場合に、 登録記念物の管理団体の指定については、関係地方公共団 関係地方公共団体の意見を聴いて行うこ

申

注 平成八年八月三十日庁保伝第百四十三号文化庁次長通達第 特に、関係地方公共団体の意見聴取の取扱いに関しては、 · 一(4)(注)②を参照されたい。

②管理団体による管理及び復旧 (法第百十八条の読替え)

)準用条項

- 管理義務 用がないため読替えを行う。 (法第三十一条第一項。 文化庁長官による指 示の 適
- 滅失、き損等の届出義務(法第三十三条)
- 文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め (法第四十七条第四項

○準用除外条項

- ・文化庁長官による管理方法の指示 (法第三十条)
- 管理又は修理の補助並びに文化庁長官の指示及び指揮監督 (法第三十五条)
- 文化庁長官への管理又は修理の委託及び勧告 第一項~第三項 (法第四十七条

③所有者による管理及び復旧(法第百二十条の読替え)

| 準月条項

- 用がないため読替えを行う。)・管理義務(法第三十一条第一項。文化庁長官による指示の適
- ・所有者又は管理責任者の変更(法第三十二条
- 滅失、き損等の届出(法第三十三条)
- 標識等の設置(法第百十五条第一項)
- ・土地の所在等の異動の届出(法第百十五条第二項)
- (法第四十七条第四項) 文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め

○準用除外条項

- 文化庁長官による管理方法の指示(法第三十条)
- (法第三十五条) 管理又は修理の補助並びに文化庁長官の指示及び指揮監督
- 第一項~第三項)
 ・文化庁長官への管理又は修理の委託及び勧告(法第四十七条
- ・所有者変更に伴う権利義務の承継(法第五十六条第一項)

④管理責任者による管理(法第百二十条の読替え)

(準用条項

- 用がないため読替えを行う。)管理義務(法第三十一条第一項。文化庁長官による指示の適
- 管理責任者の氏名等の変更の届出(法第三十二条第三項)
- 滅失、き損等の届出(法第三十三条)
- (法第四十七条第四項)・文化庁長官に対する管理又は修理に関する技術的指導の求め
- 土地の所在等の異動の届出(法第百十五条第二項)

○準用除外条項

- ・文化庁長官による管理方法の指示(法第三十条)
- 第百五十六条第一項第二号関係) ③ 管理団体の指定に係る不服申立ての手続きにおける意見の聴取(法

した後でなければ、してはならないこととしたこと。人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をは、異議申立てを受理した日から三十日以内に、異議申立人及び参加登録記念物の管理団体の指定についての異議申立てに対する決定

の対象としたものである。
記念物の場合と同様に、異議申立ての手続における意見の聴取官による管理団体の指定の適正を期す観点から、史跡名勝天然権原に基づく占有者の同意を要件としていないため、文化庁長後録記念物の場合、管理団体の指定にあたっては、所有者及び

第五 文化審議会関係

- 新たに諮問事項としたのは、次のとおりである。
- で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を① 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(法第九十条第三項
- 第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)()登録記念物の登録及びその登録の抹消(法第百三十三条で準用する)
-) 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
- ④ 重要文化的景観の管理に関する命令

六 国に関する特例関係

- 重要文化的景観についての国に関する特例(法第百六十三条~第

百七十一条関係

換え又は所属換えの無償取扱い、 各庁の長への通知、 景観についての国に関する特例を設けたこと。 有財産である重要文化的景観の文部科学大臣による原則管理、 管理する各省各庁の長による管理義務等、 重要文化的景観に選定したときの各省 重要文化 所管

- ついての国に関する特例(法第百七十八条~第百八十一条関係 建造物以外の登録有形文化財、 登録有形民俗文化財又は登録記念物に
- ての国の特例を定めたこと。 変更しようとするときの通知等、 関係各省各庁の長が建造物以外の登録有形文化財の所在の場所を 建造物以外の登録有形文化財につい
- (2)形民俗文化財等を取得したときの通知等、 省各庁の長に対して行うこととすること、 民俗文化財又は登録記念物 に登録したときの通知等は、 ての国の特例を定めたこと。 国の所有に属する有形の民俗文化財又は記念物について登録 (以下「登録有形民俗文化財等」という。) 当該登録有形民俗文化財等を管理する各 関係各省各庁の長が登録有 登録有形民俗文化財等につ 有形

第七 罰則関係

- 重要文化的景観に関し、 次に掲げるものについて過料を新たに設けた
- (1)三十万円以下の過料 一要文化的景観の管理に関する命令違 (法第二百一条第三号 関 係
- (2)十万円以下の過料 |要文化的景観の現状等の報告義務違反、虚偽の報告 (法第二百二条第五号関係
- (3)五万円以下の過料 (法第二百三条第二号関係)
- 重要文化的景観の滅失・き損の届出義務違反、 虚偽の 届
- 一要文化的景観の現状変更等の届出義務違反、 虚偽の 届 出出
- (1)十万円以下の過料 (法第二百 一条第五号関係

次に掲げるものについて過料を新たに設けたこと。

2

登録制度に関し、

- 登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状等の報告義務違反、
- 五万円以下の過料 (法第二百三条関係
- 登録有形民俗文化財の登録証の返付義務違反、 引渡し義務違

反

登録有形民俗文化財又は登録記念物の管理責任者の選任

- の届出義務違反、 虚偽の届出
- ウ 更の届出義務違反、虚偽の届出 登録有形民俗文化財又は登録記念物の所有者又は管理責任者の変
- 工 登録有形民俗文化財又は登録記念物の滅失・き損等の届出義務違
- 反、 虚偽の届出
- 才 違反、 登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の変更の届出 虚偽の届出 義務
- 力 虚偽の届出 登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更の 届出義務違
- 丰 登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の 輸出 の届出 I義務違
- 偽の届出
- 登録記念物の土地の所在等の異動の届出義務違反、

虚偽

0) 届

出

反虚

反

- 登録有形民俗文化財又は登録記念物の管理団体が行う管理又はそ
- の管理のため必要な措置に対する所有者等の拒否等

第八 その他

- 施行期日
- したこと(改正法附則第 改正法及び整備政令の施行期日は、 一条及び整備政令附則関係)。 平成十七年四月一日とすることと
- 都市公園法施行令等の一部改正関係
- の整備を行うこととしたこと。 文化財保護法の改正に伴う保護対象の拡大及び保護手法の多様化を踏 他の指定文化財等と同様、 特例的な取扱いとするなど所要の規定
- (1)都市公園法施行令の 部改正

係)。 して登録された建築物を追加することとしたこと(整備政令第六条関して登録された建築物を追加することとしたこと(整備政令第六条関えることができるものとして、登録有形民俗文化財及び登録記念物と都市公園に公園施設として設けられる建築物で一定の建築面積を超

(2) 新都市基盤整備法施行令の一部改正

十条関係)。要文化的景観を構成する土地を追加することとしたこと(整備政令第要文化的景観を構成する土地を追加することとしたこと(整備政令第算出に当たっての学術上又は宗教上特別な価値のある土地として、重新都市基盤整備事業の施行者が収用することのできる土地の面積の

3 文部科学省組織令の一部改正関係

関する事務を追加することとしたこと(整備政令第十六条関係)。い、文化庁文化財部記念物課の所掌事務に文化的景観の保存及び活用に文化的景観が新たに文化財として定義され保護対象となったことに伴

文化財保護法の条文の枝番号の整理に伴う規定の整備

係)。 要の規定の整備を行うこととしたこと(改正法附則第二条~第十五条関要の規定の整備を行うこととしたこと(改正法附則第二条~第十五条関伴い、当該変更があった条番号を引用している関係法律について、所改正法において、文化財保護法の条文の枝番号の整理を行ったことに

七条~第九条、第十一条~第十五条及び第十七条関係)。所要の規定の整備を行うこととしたこと(整備政令第二条~第五条、第また、当該変更があった条番号を引用している関係政令についても、

考資料を参照のこと―略)。合には、当該条例等の改正が必要であることに留意されたい(参法の改正により変更が生ずることとなる条番号を引用している場注) 各地方公共団体の文化財保護に係る条例等において、文化財保護